

## 里山ガーデンフェスタ植物維持管理等業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 里山ガーデンフェスタ植物維持管理等業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する手続き等については、里山ガーデンフェスタ実行委員会プロポーザル実施事務要綱（以下「実施事務要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(決定事項)

第2条 里山ガーデンフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、里山ガーデンフェスタ業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）の審議を踏まえ、次の項目について決定するものとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する項目
  - ア 提案書提出者の決定（公募条件）
  - イ プロポーザルの評価方法（評価項目、評価基準等）の決定
  - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
  - ア 受託候補者の特定
  - イ プロポーザルの評価結果の通知・公表
  - ウ その他必要と認めるもの

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、受託候補者特定に係る実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価会議及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要及び業務実施体制
- (2) 業務経験・実績
- (3) 課題に対する提案

(評価)

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務体制
  - (2) 業務経験・実績
  - (3) 課題に対する提案
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。  
ただし、評価結果が同点の場合には、課題に関する提案の項目1、2、3の順に得点が高い提案者を特定し、さらに同点の場合は、評価会議にて採択を行い、当該業務に最も適したものを特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 提案者が1者の場合は、満点の6割以上の評価点をもって特定するものとする。

(評価会議)

第6条 評価会議は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 公益財団法人横浜市緑の協会総務課長  
副委員長 横浜市環境創造局公園緑地整備課担当課長  
委員 横浜市環境創造局動物園課担当課長  
公益財団法人横浜市緑の協会企画課長  
公益財団法人横浜市緑の協会経理課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価会議は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、実行委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、実行委員会が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、実行委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、実行委員会が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、平成30年2月6日から施行する。